平成２７年（フ）第８６号
長野県松本市出川町21番Ｂ―504号　市営住宅
債務者　早川　則夫
1　決定年月日時　平成27年５月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
長野地方裁判所松本支部
平成２７年（フ）第２５５号
名古屋市北区長田町１丁目13番地の４　ファースト尼ヶ坂205号
債務者　大矢　秀樹
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２７年（フ）第５１８号
愛知県海部郡蟹江町富吉４丁目140番地　第３富吉住宅Ｎ棟503号
債務者　木村　彰男
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２７年（フ）第４１号
山口県下関市菊川町大字上岡枝787番地２
債務者　岩尾　　太（旧姓大崎）
1　決定年月日時　平成27年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
山口地方裁判所下関支部破産係
平成２７年（フ）第２２０号
熊本市西区池上町608番地９
債務者　土山　拓治
1　決定年月日時　平成27年５月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係
平成２７年（フ）第１０４号
大分市大字政所2343番地　ラメール睦月302
債務者　小西　和行
1　決定年月日時　平成27年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係
平成２７年（フ）第１０５号
大分市大津町１丁目21番９号　グリーンコーポミエノ301
債務者　河野　千秋
1　決定年月日時　平成27年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係
平成２７年（フ）第１４５号
大分県別府市光町16番12号　奥野方
債務者　末友　文彦
1　決定年月日時　平成27年５月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係
平成２７年（フ）第２６号
富山市上冨居新町３番22号
債務者　木下　順平
1　決定年月日時　平成27年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月15日まで
富山地方裁判所民事部
平成２７年（フ）第３２号
富山市上滝529番地１
債務者　林　　智徳
1　決定年月日時　平成27年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月15日まで
富山地方裁判所民事部
平成２７年（フ）第３６号
富山市西大泉11番８―302号　ヴィラ大泉
債務者　奥山　雅通
1　決定年月日時　平成27年５月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月15日まで
富山地方裁判所民事部
平成２７年（フ）第１２０号
神奈川県平塚市須賀2628番地の１　バチェラー大東205
債務者　永潟　典久
1　決定年月日時　平成27年５月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部
平成２７年（フ）第１４１６号
大阪市西成区聖天下２丁目８番26号　大新ハイツ303
債務者　楠本　浩文
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月３日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部
平成２７年（フ）第１８０８号
大阪市都島区東野田町１丁目17番27―402号
債務者　永見　大輔
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月７日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部
平成２７年（フ）第１８２０号
大阪市淀川区塚本２丁目18番６号　ツインヴィラ塚本Ｂ棟６階602号、前住所大阪市淀川区塚本２丁目15番15号　シャトー泉102号
債務者　平見　繁次
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月３日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部
平成２７年（フ）第４６５号
横浜市港北区日吉２丁目28番１―308号
債務者　川口　大輔
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部
平成２７年（フ）第４８１号
横浜市港南区丸山台４丁目９番19号　丸山台ハイツ303
債務者　福田　貴子
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部